

大和市教育委員会告示第6号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱(平成20年大和市教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「補助金交付事業」を「補助金交付等事業」に改める。

第2条の見出しを「(補助金交付等事業)」に改め、同条中「補助事業」を「補助金交付等事業」に改める。

第3条中「前条に定める補助事業」を「前項に規定するもののほか、補助金交付等事業」に改め、「もののほか、大和市補助金交付規則によるものとする」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

補助金交付等事業に係る補助金の交付は、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)によるものとする。

(大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱(令和2年大和市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定を次のように改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市教育委員会が所掌する事項(大和市教育委員会の権限に属する事務

の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育局規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る補助金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。別表の改正規定を次のように改める。

別表に次のように加える。

大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業	大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。
大和市立北大和小学校増築に伴う電波障害対策事業	市立北大和小学校の増築に伴う電波障害により地上デジタルテレビ放送の視聴が困難となった世帯に対し、代替手段を取ることで生じる経済的負担の軽減を目的とする。

附 則

この要綱中第1条の規定は、令和2年4月1日から、第2条の規定は公表の日から施行する。